

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 15 日 (金) 第 474 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施 (畜産課取扱い) 1
- 家畜伝染病予防法に基づくねずみの駆除方法の実施 (畜産課取扱い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 926 号 の 2

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 30 条の規定により, 次の区域において家きんを所有する者に対し次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和 5 年 12 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 実施の目的
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止
- 2 実施する区域
県下全域の家きん飼養農場 (飼養羽数 100 羽以上のものその他家畜保健衛生所長が指定するものに限る。)
- 3 実施の期日
令和 5 年 12 月 16 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 4 消毒方法
消毒薬の家きん飼養農場内 (家きん舎周囲及び家きん飼養農場外縁部) 散布

鹿 児 島 県 告 示 第 926 号 の 3

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 30 条の規定により, 次の区域において家きんを所有する者に対し次のとおりねずみの駆除方法を実施することを命ずる。

令和 5 年 12 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 実施の目的
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止
- 2 実施する区域
県下全域の家きん飼養農場 (飼養羽数 100 羽以上のものその他家畜保健衛生所長が指定するものに限る。)
- 3 実施の期日
令和 5 年 12 月 16 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 4 ねずみの駆除方法
殺鼠剤の家きん飼養農場内 (ねずみによる喫食が想定される場所) 散布